

# 新宮地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、新宮地区の住民が自ら地域の将来像を考え、地域住民相互の連帯を深め、地区の様々な課題に取り組み、自主的な活動を通じて、住みよいまちづくりの実現をめざす。

### (名称)

第2条 本会は、新宮地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (区域及び対象)

第3条 協議会の区域は、新宮小学校区内とする。

2 協議会の対象は、区域内の住民、法人及び団体並びに区域に関する個人、法人及び団体とする。

### (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、高山市立新宮公民館内（高山市新宮町2635番地2）に置く。

### (取り組み)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、個人及び各種団体が協働し、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地域の課題の把握や情報の発信
- (2) 地域の課題解決に向けての協議
- (3) 「まちづくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) 公的施設の指定管理業務に関する事業
- (5) その他目的を推進するために必要な事業

### (市との協働)

第6条 協議会は、前条の取り組みをすすめるにあたり、高山市（以下「市」という。）と協働し、それぞれの役割や責務を相互に理解し、連携してまちづくりに取り組む。

2 協議会は、まちづくりをすすめるために必要な情報を市と共有し、課題の解決に向けて必要に応じ協議を行う。

3 協議会は、役員会のほか必要な会議に市職員の出席を求め、まちづくりについての意見を求める。

### (活動の制限)

第7条 協議会は宗教活動及び政治活動は行わない。

## 第2章 協議会

### (役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 副部会長 若干名
- (6) 部会委員長 若干名

- (7) 事務局長 1名
- (8) 監事 2名
- (9) 室長 1名

(役員を選任)

第9条 役員のうち会長及び副会長は、別に定める町内会長の選考委員会で推薦し、総会での承認を経て決定する。

2 前項以外の役員を選任は、第14条の役員会で推薦し、総会での承認を経て決定する。

(役員の仕事及び手当)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を事務局とともにやる。
- (4) 部長は、部会を統括し、事業を推進する。
- (5) 副部長は、部長を補佐する。
- (6) 部会委員長は、部会の委員会を代表し、委員会の事業を決定する。
- (7) 事務局長は、協議会のすべての事務を統括する。
- (8) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会において監査報告を行う。
- (9) 室長は、公的施設の指定管理業務を統括し、事業を推進する。

2 役員の手当は別に定める。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、執行部会、役員会、部会、委員会会議及び別に定める会議とする。

2 会議は、原則全て公開とする。

3 会議は、各会議の構成員数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会議の議長の決するところによる。

(書面による決議)

第12条の2 会長は、執行部全員の同意があるときは、前条第1項の総会、執行部会、役員会会議を書面により決議することができる。

2 前項の場合において、総会の決議事項について役員会を構成する3分の2以上が、書面をもって同意することを表したときは、役員会の決議があったものとみなす。

3 前条第1項の部会、委員会及び別に定める会議も、前各号を準用して書面による決議をすることができる。

(総会)

第13条 総会は、役員、部会委員、第17条の顧問及び別に定める指定管理室 規約第3条の運営委員、監事、第4条の役員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は構成員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選任する。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) まちづくり計画の策定や見直し

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(6) 役員の選任及び解任

(7) 公的施設の指定管理業務に関する事項

(8) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

6 総会は、委任状を含め、構成員の過半数以上の出席により成立する。

7 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人が署名しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会構成員総数及び出席構成員数(委任状による委任者数を含む。)

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 議事録署名者の選任に関する事項

(執行部会)

第13条の2 執行部会は、第8条の(1)から(4)の役員で構成し、役員会で協議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

2 執行部会は会長が招集する。

(役員会)

第14条 役員会は、第8条の役員で構成し、協議会で取り組む事項、協議会の運営に関する事項及び総会において諮るべき事項を審議決定する。

2 役員会は会長が招集する。

3 役員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員3分の1以上から請求があったとき

4 役員会の議長は、会長が務める。

5 会長が必要と認めるときは、第1項の規定に関わらず、他の者を役員会に出席させ、意見を求めることができる。

## 第4章 部会

(部会)

第15条 協議会に次の部会を置く

- (1) 環境安全部会：環境、安全及び防災に関する事業
  - (2) 社会教育部会：社会教育、生涯学習、文化活動、スポーツ交流及び広報に関する事業
  - (3) 健康福祉部会：健康、福祉に関する事業
  - (4) 地域育成部会：教育、伝統及び青少年育成に関する事業
- 2 各種団体等が意見交換や事業調整を行うため、役員会の承認の上、部会を設置することができる。
- 3 部会は、区域内の各種団体等から選出された者をもって構成する。
- 4 部会は、それぞれの部会の運営に必要な委員会を設け、役職を選出することができる。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、役員会に対し、事業の執行状況等を報告する。
- (委員会)

第15条の2 委員会には、委員長を置き、副委員長及び会計を置くことができる。

- 2 委員会は委員長が招集し、委員会の事業を計画し執行する。
- 3 委員会には、第8条第1項(1)から(5)の役員が同席し助言することができる。

## 第5章 公的施設指定管理室

(公的施設指定管理室)

第16条 協議会に公的施設指定管理室を置き、高山市から管理を委託された原山市民公園及び松倉シンボル広場の施設管理を行う。

- 2 公的施設の有効円滑な管理をするため、別途「新宮まち協公的施設指定管理室規約」を定め、まち協会と分離し運営も独自に行うことができる。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第17条 会長は、必要に応じ顧問及び相談役に協議会の運営等について助言を求めることができる。

- (1) 顧問及び相談役は若干名とし、それぞれ会長が任命する。
  - (2) 顧問及び相談役は、幅広い視点から協議会に対して意見を述べることができる。
- 2 相談役は無給とし顧問の報酬は別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局に、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務を掌握する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 6 事務局長及び事務局員の待遇は別に定める。

## 第8章 収入、予算決算、会計

(収入の構成)

第19条 本会の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 市からの交付金
- (2) 各団体等からの寄付金
- (3) 会費
- (4) その他の収入

2 協議会の会費は、一世帯年額1,000円とする。

(事業計画及び予算)

第20条 協議会の事業計画及び予算は、執行部会で作成し、役員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第21条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、執行部会で作成し、役員会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2か月以内に総会の承認を受ける。

(会計)

第22条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 科目間の流用は、執行部会の承認を要する。

## 第9章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第23条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、備品台帳、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第24条 前条に定める帳簿及び書類は原則全て公開する。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

## 附 則

1 この規約は、平成27年4月1日より施行する。

2 協議会設立時における役員の選任は第9条の規定に関わらず、新宮地区まちづくり準備委員会（設立会議）において行う。

3 平成29年4月26日一部改正

第8条、第10条から第12条、第13条の2、第14条から第15条の2、第16条、第19条、第20条、第21条第3項

4 平成30年5月13日一部改正

第13条の2、第15条第1項、第15条の2第3項、第5章第16条、附則3

5 平成31年3月20日一部改正

第5条、第8条、第10条、第12条第1項、第13条第1項、第5項(7)(8)、第13条の2第1項、第14条第1項、第15条第4項、第5章第16条、第17条、第6章から第9章の繰り下げ、第17条から第25条の条文繰り下げ

6 令和元年5月12日一部改正

第13条第1項、第6章第17条第1項(1)、第2項

7 令和2年5月11日一部改正

第12条の2の新設、第13条第1項、第6章第17条の一部改正

## 新宮まち協公的施設指定管理室規約

### (名 称)

第1条 本会は、新宮まち協公的施設指定管理室（以下「管理室」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 管理室は、高山市から指定管理を委託された原山市民公園及び松倉シンボル広場（以下「公園及び広場」という。）の円滑な管理運営を行う。

### (管理運営)

第3条 第2条の目的を達成するために、新宮地区町づくり協議会（以下「新宮まち協」という。）の附属機関として管理室を設置し、独立した会計処理及び管理運営を行う。

- 2 管理室に、運営委員会を置く。
- 3 管理室に、運営委員20名程度を置き、運営委員は運営委員会に出席する。
- 4 運営委員会は管理室長が招集する。
- 5 管理室に監事若干名を置くことができる。
- 6 運営委員および監事は新宮まち協の会長が任命し、総会の承認を得て決定する。

### (役 員)

第4条 管理室に以下の役員を置く。

- (1) 室長 1名
  - (2) 副長 3名以内
  - (3) 庶務 1名
  - (4) 会計 1名
- 2 役員は、新宮まち協の会長が任命し総会の承認を得て決定する。
  - 3 役員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員の任務は次のとおりとする。
    - (1) 室長は、管理室を代表して管理運営を統括する。
    - (2) 副長は、室長を補佐し室長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
    - (3) 庶務は、管理室の庶務を行う。
    - (4) 会計は、管理室の会計を処理する。
    - (5) 庶務・会計は兼務することもできる。

### (監 査)

第5条 監事は、管理室の管理運営の業務及び会計の監査をする。

- 2 監事の任期は2年とし再任は妨げない。

### (会 議)

第6条 管理運営に関する会議は、運営委員会とする。

- 2 運営委員会は、管理室の最高議決機関であり、新宮まち協執行部会及び管理室の役員並びに運営委員で構成し次の事項を審議決定する。

会議の時期は年度当初の適当な時期とし、以下必要に応じて随時開催する。

- (1) 事業計画案並びに収支予算案の策定
- (2) 通常事業及び自主事業の策定

- (3) 従業員の管理実施方針の策定
- (4) 主任管理者、副主任管理者の選任
- (5) 管理従事者の選任
- (6) 危機管理体制等の策定
- (7) 規約の改正案の策定
- (8) その他、管理運営に必要な事項等の決定

(施設管理)

第7条 施設の管理には、管理運営に従事する主任管理者及び管理人を置き、次に定める施設の管理を行う

- (1) 主任管理者は、公園及び広場を統括管理する。
- (2) 副主任管理者は、必要に応じて置くことができ、主任管理者を補佐する。
- (3) 管理人は、所定の決まり（指定管理者業務仕様書等）に応じ施設の管理を実施する。
- (4) 管理人の処遇は、高山市の規定に準じて運営委員会で決定する。
- (5) 管理人の就業規則は別途定める。
- (6) 高山市が災害等の危機管理体制を設置し、要請による体制指示下に組み込まれた場合は、速やかにその適正な体制に協力実施する。

(会計)

第8条 管理室の経費は、高山市からの委託指定管理料及び使用料を持って運営する。

- 2 適切な管理をするために税理士等から適宜、指導を受けて運営し適正な処理に努める。
- 3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(手当)

第9条 役員の手当は別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成31年3月20日から施行する。
- 2 令和2年5月11日第3条第3項の一部改正



新宮地区まちづくり協議会の役員、顧問及び「新宮まち協公的施設指定管理室規約」の監事及び役員の報酬に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、役員、顧問及び「新宮まち協公的施設指定管理室規約」の監事及び役員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 役員とは、新宮地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）規約第8条に定める者のうち、事務局長を除くもの、及び顧問並びに「新宮まち協公的施設指定管理室規約」の監事及び役員をいう。

2 顧問とは協議会規約第17条で任命された者をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 会長	100,000円
(2) 副会長	40,000円
(3) 会計	20,000円
(4) 部会長、室長	20,000円
(5) 上記以外の者	10,000円

(特別手当)

第3条の2 前条のほか、協議会を代表して市役所など他団体の行事に年間を通じて複数回参加した場合は、年間50,000円以内を執行部会で協議して支給する。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬は、年額報酬とし、原則として年度末に支給する。

2 役員等に異動があった場合の報酬の額については、その日の属する月割りによって計算した額を支給する。

附 則

- 1 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月25日 第3条及び第3条の2改正
- 3 平成29年4月26日 第3条及び第3条の2の一部改正
- 4 平成30年5月13日 規定の名称、第1条、第2条、第3条(6)(8)(9)、第3条の2の一部改正
- 5 令和元年5月12日 規定の名称、第1条、第2条第1項・第2項、第3条の一部改正
- 6 令和2年5月11日 規定の名称、第1条、第2条第1項・第2項の一部改正